



宮 崎 県 公 報

平成22年6月11日（金曜日） 号外 第52号

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- (畜産課) 1

告 示

宮崎県告示第 348号の3

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成22年宮崎県告示第348号の2）を次のとおり変更する。

平成22年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 搬出を制限する区域

(1) 搬出を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 348号の2の1の(3)に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 宮崎市田野町甲の一部（ニツ毛、西ノ原、石久保下、ニツ山、東大久保、馬渡、下ノ原、船ヶ山、元木、合子ヶ谷、平田、中畑、瓜生野、船ヶ山前平、石久保、桂谷及び鏡）、田野町乙の一部（堀ノ下及び斧砥）、清武町加納の一部（石田、入料及び須田木）、清武町船引の一部（小山、下無田、五反田、原田、中会及び正手）、清武町今泉の一部（通山、町ヶ原、星野原、下星野、中尾、杉ノ木原、竹ノ内、大久保、坂元及び十九の丘を除く。）、清武町木原の一部（新町、坂ノ下平、山下及び山ノ神を除く。）、清武町新町1丁目、清武町新町2丁目、大字田吉の一部（北沼口、木寅、浜畑、松崎及び城ノ下）、大字本郷南方、希望ヶ丘1丁目、希望ヶ丘2丁目、希望ヶ丘3丁目、希望ヶ丘4丁目、本郷1丁目、本郷2丁目、本郷3丁目、大字郡司分の一部（中ノ迫、下田ヶ迫、池田、下境田、松葉ヶ迫及び五反田を除く。）、東宮1丁目、東宮2丁目、まなび野1丁目、まなび野2丁目、まなび野3丁目、大字熊野、大字加江田、大字鏡洲、学園木花台西1丁目、学園木花台西2丁目、学園木花台北1丁目、学園木花台北2丁目、学園木花台北3丁目、学園木花台南1丁目、学園木花台南2丁目、学園木花台南3丁目、学園木花台桜1丁目、学園木花台桜2丁目、青島1丁目、青島2丁目、青島3丁目、青島4丁目、青島5丁目、青島6丁目、青島西1丁目、青島西2丁目及び大字折生迫の一部（海添、上箸方、下箸方、松添、名切、久保田、右葛ヶ迫、左葛ヶ迫、倉元、塩谷ヶ平、愛宕下、正連坊、大久保、右大管ヶ迫、左大管ヶ

迫、右小管ヶ迫、左小管ヶ迫、小河内、納屋田、入料、樋ノ下、須田木、小堤、柴車、上部當ヶ谷、下部当ヶ谷、馬屋ヶ尻、柿ノ丸、寺田、大谷、坊ノ尾、山ノ口、大丸、平田、上白浜及び下白浜）

イ 門川町大字川内の一部（水無、飯干、阿仙原、内野輪、古畑、出来所、新堂、神舞水流、ウバガ谷、鍵山、折立、安者、栄治畑、荷野瀬、塚崎、松瀬、イカダ場、先ノ畑、日平、栗原、樽水、屋茂ヶ、梅ノ木元、長堀、畑ノ中、菅谷、椎ノ木谷、太田原、井、檜ノ元、ヲモボリ、川水流越、越野野尾、下ヶ原、東ノ内、前平、上庭谷、下庭谷、船方、火切地、畑の内、古屋敷、尾地ヶ谷、曾ノ田、西ノ園、又江、上井野、日ノ平、丸尾、九ノ方、下ノ内、茶園平、クサギ畑、猿川、上小切畑、下小切畑、笹川、熊毛多、葛波帰、栗ノ木水流、峠ノ谷、アマリ、藪ヶ谷、花ヶ谷、ヲシカ谷、合鴨、竹ノ迫、本津々良、貝ノ木、谷波帰、柿ノ木田及び梅ヶ谷）大字門川尾末の一部（コモ田、町前田、古城、上宮川内、森ノ前、黒岩、荒谷、黒岩谷、太田、松迫、横枕、梅木、七反田、西又、四国田、カギ田、坂ノ下、仕舞田、八ツ割、峠ノ本、木原、七曲り、椿畑、椿原、下納屋、尾末、乙島、上納屋、尻無川、宮ノ口、宮ノ迫、杭原、下ヶ原、由良ノ口、弓田、堂ノ本、柿迫、地蔵面、白木、五反田、淀原、大マコモ、小マコモ、鳥居ヶ原、大仁田、小仁田、久保田、日平、檜椎及び蛭谷）、大字加草の一部（船越、堂ヶ内、壱町田、庵作、岡花、秋ノ内、山ノ神、赤木、米田、加草口、大迫尻、深迫、打切、丸バエ、蛭子松、沖松原、細狩、鴨原、松尾、海田、迫ノ前、丸山、鳴子大道下、鳴子大道上、枝、倉谷、柳ヶ谷、塩谷ヶ内、一口、楠本、八反田、中村、山下、小田、馬渡、小内、中藪、本山、新開、受、竹名、朝鮮、長峰、京手、霜月田及び鳴子川向）、大字庵川の一部（尾迫尻、神田作、上白方、中白方、下白方、山口、角石、山ノ田、上馬渡、下馬渡、佐山水流、和田、迫松原、皿山田、久保畑、城畑、桜井、西迫、右松、塩屋崎、牛網、山田、武入、六反田、内ノ田、正大原、次郎ヶ迫、仮股、谷口、濱入、折木、野地ノ内、烏帽子滝、芳谷、摺木、曾根、金磯、大小谷、菅谷、大味、鍋崎、水ノ尻、保井、米ノ山、小屋ヶ迫、谷ノ山、枇杷島及び中島）、宮ヶ原、西栄町、東栄町、栄ヶ丘、加草、須賀崎、庵川西、城ヶ丘、平城西、平城東、本町、南町、上町、中須及び南ヶ丘

ウ 美郷町南郷区水清谷の一部（洗場、南川、折立、赤木、囲ヒ及び久保）、西郷区田代の一部（横山、西ノ八峡、扇山、

鳩尻、宮ノ平、岩下、ヒシリ瀧、赤木、山ノ口、山ノ川内、澤水、立野々原、漆ノ越、仮迫、田ノ原、園ノ平、下之小川、上之小川、弓場之元、下峯地、中峯地、小川田、小川田ノ平、構谷、弥太郎屋敷、小谷、ウトノ迫、毛上ヶ谷、桑舟谷、尾澤、上之原、後内、小川内、日陰谷、榎ノ鶴、椎久保、榎谷、アマリ、上南郷、藪の越、草木、荒平、下ヤカエ上園、下ヤカエ、下ヤカエ向園、下ヤカエトノ下、笹ノ本、大椎、穴の内、丸シゲ谷、榎ノ谷、曾谷原、小田、下鶴、敵島、元越、小曾木、小川ノ吐、池ノ上、ピハノ首、笹ノ崎、柳ノ谷、ドヨベタ及び中山谷を除く。）、西郷区立石、西郷区小原の一部（橋ヶ谷、か以の木、赤木、道の戸、藤の木、善治瀧、下の平、小笹木、は秣田、黒澤、坂の下、小笹木の平、大園、宮ノ上、戸崎、木の下、下り、志ふが尾、落の尾、萩の越、セリ平、坪谷の吐、こや志、熊澤、上の園、笹陰、木澤田、井川の元、うけ場の元、市の内、川戸口、は以川、論田畑、横谷、よこ以場、山の越、古田、日の陰及びすだの尾）、北郷区宇納間の一部（中原、中原前、羽子場、大原、甲田、平田、汐、平山、西野々、宗四郎、垂門、米花、今別府、櫻ノ森、織田、坂元、造次郎、椎矢谷、力石、山口、九郎造、長野、尾田ノ原、竹ノ原、板屋、田谷、岩下、龍之元、中角、下角、吉田、向宇納間、奥梶、細宇納間、御堂原、池之原、琵琶原、廣野、高鼻、秋元、松ヶ原、塔野原、小田、鹿猪谷、小園、板木及び赤二田）、北郷区入下及び北郷区黒木の一部（日平、アイノ内、尾平、小久保、舟方、ヨリキ、板ヶ原、小原、ホコノサコ、所野、沖ノ園、田ノ畑、石原、芝原、小屋ノ谷、トサキ、ウノス、黒瀬、アカリ、ウドノロ、イヌイカクラ、猫ノ越、下モノ前、飯谷、ウセ田、榎木田、コノノタイラ、ヤキウ、畑ノシリ、日渡、山ノ木浦、松葉、尾ノ花、トウノ原、エラ、アラ田、深田ノ原、詰ノ谷、アマゴノ原、ソグ田、ソウ谷、玉カツラ、赤木谷、菅ノ谷、トン谷、シメ山、中ノ瀬、クロンゴ、日野及び土々呂）

エ 西米良村大字横野の一部（内之畑）

オ 日南市北郷町大字北川内の一部（中萩）

カ 延岡市赤水町、鯛名町、妙見町、櫛津町、土々呂町1丁目、土々呂町2丁目、土々呂町3丁目、土々呂町4丁目、土々呂町5丁目、土々呂町6丁目、上伊形町、伊形町、下伊形町、石田町、南一ヶ岡1丁目、南一ヶ岡2丁目、南一ヶ岡3丁目、南一ヶ岡4丁目、南一ヶ岡5丁目、南一ヶ岡6丁目、南一ヶ岡7丁目、松原町1丁目、松原町2丁目、松原町3丁目、松原町4丁目、新浜町1丁目、新浜町2丁目、北一ヶ岡1丁目、北一ヶ岡2丁目、北一ヶ岡3丁目、北一ヶ岡4丁目、旭ヶ丘1丁目、旭ヶ丘2丁目、旭ヶ丘3丁目、旭ヶ丘4丁目、旭ヶ丘5丁目、旭ヶ丘6丁目、塩浜町2丁目、塩浜町3丁目、塩浜町4丁目、小野町の一部（早稲田、一丁田、釈迦地、高町、荒田、矢櫃、大谷、寺畑、寺畑谷、石田、唐木、冷尻、阿部ヶ内、屋敷ヶ内及び金糞）、下三輪町の一部（中畑、伊山、松ノ元及び青谷城）、中三輪町の一部（中島、大野及び下榎谷）、上三輪町の一部（榎谷、山ノ口、小切畑、上ノ鶴、伊原及び小田）、北方町笠下区及び北方町川水流区の一部（吉野越）

2 移動を制限する区域

(1) 移動を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 348号の2の2の③に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 宮崎市佐土原町東上那珂の一部（弓ヶ谷及び後迫）、佐土原町西上那珂の一部（河内、小丸、真米、山田、山ノ口、上ノ迫、長園原、下相作、待居廻、中畑、南河内、松ヶ迫及び元屋敷）、田野町乙の一部（上ノ原、地藏原、永野、突屋ヶ野、古木場、竹ヶ迫、前ノ原、渡ヶ谷、上ノ鶴及び鹿村野）、高岡町飯田の一部（盛田、徳広、吐合、板ヶ八重、椎屋、立元、西ヶ迫、早稲田、中迫、平八重、八割、松川、セリカ迫、長迫及び花立松を除く。）、高岡町内山の一部（堂ノ下、小田河原、平田、谷ノ内、新田、岡元、中椎屋、寺田、六反、小椎屋、東俣、池ノ尾、葛ヶ原、八久保、山ノ内、堀切、八升蒔、中原、弓袋、岩川、下ノ木場、下ノ重、高手原、尾谷、大久保、今別府、大八、石原畑、大川内、丸岡、中尾、松ヶ迫、前田、畑田、沖代、ハゼ草、椎木ヶ迫、滝ヶ平、井出島、年ノ神、芝手、石代、雁ヶ峰、大手迫、中村、大迫、柳、顕本瀬、尾谷浜子及び尾頭）、高岡町浦之名の一部（川水流、山下、味噌桶、橋ノ上、山田、法花免、熊越、大坪、保良、坂ノ上、中ノ段、上原、松ノ元、下原、橋ノ口、狩野及び浜鈴）、高岡町小山田、高岡町上倉永の一部（唐谷、芳原、糶ヶ谷及び内之八重を除く。）、高岡町五町の一部（猿前田、猿前、井ノ上、大丸、中村馬場、南川原、北川原、顕本瀬、原ノ園、浜子、亀ノ甲、尾頭、平畑及び小原）、高岡町下倉永、高岡町高浜、高岡町花見、清武町加納の一部（石田、入料及び須田木を除く。）、清武町池田台、清武町池田台北、清武町加納1丁目、清武町加納2丁目、清武町加納3丁目、清武町加納4丁目、清武町加納5丁目、清武町あさひ1丁目、清武町あさひ2丁目、清武町船引の一部（小山、下無田、五反田、原田、中会及び正手を除く。）、清武町正手1丁目、清武町正手2丁目、清武町正手3丁目、清武町今泉の一部（通山、町ヶ原、星野原、下星野、中尾、杉ノ木原、竹ノ内、大久保、坂元及び十九の丘）、清武町木原の一部（新町、坂ノ下平、山下及び山ノ神）、橋通東1丁目、橋通東2丁目、橋通東3丁目、橋通東4丁目、橋通東5丁目、橋通西1丁目、橋通西2丁目、橋通西3丁目、橋通西4丁目、橋通西5丁目、松山1丁目、松山2丁目、川原町、旭1丁目、旭2丁目、宮田町、別府町、広島1丁目、広島2丁目、老松1丁目、老松2丁目、瀬頭1丁目、瀬頭2丁目、錦本町、錦町、江平東1丁目、江平東2丁目、江平町1丁目、江平中町、江平東町、高千穂通1丁目、高千穂通2丁目、丸島町、江平西1丁目、江平西2丁目、権現町、北権現町、柳丸町、青葉町、下原町、大和町、堀川町、吾妻町、瀬頭町、宮崎駅東2丁目、宮崎駅東3丁目、清水1丁目、清水2丁目、清水3丁目、大橋1丁目、大橋2丁目、大橋3丁目、和知川原1丁目、和知川原2丁目、和知川原3丁目、西池町、原町、花殿町、中津瀬町、丸山1丁目、丸山2丁目、船塚1丁目、船塚2丁目、船塚3丁目、霧島1丁目、霧島2丁目、霧島3丁目、霧島4丁目、霧島5丁目、祇園1丁目、祇園2丁目、祇園3丁目、祇園4丁目、大工1丁目、大工2丁目、大工3丁目、鶴島1丁目、鶴島2丁目、鶴島3丁目、松橋1丁目、松橋2丁目、末広1丁目、末広2丁目、元宮町、高松町、西高松町、南高松町、北高松町、千草町、中央通、上野町、池内

町、南方町、平和が丘東町、平和が丘西町、平和が丘北町、下北方町、花ヶ島町、南花ヶ島町、神宮西1丁目、神宮西2丁目、矢の先町、神宮1丁目、神宮2丁目、神宮町、神宮東1丁目、神宮東2丁目、神宮東3丁目、大島町、波島1丁目、波島2丁目、東大宮1丁目、東大宮2丁目、東大宮3丁目、東大宮4丁目、村角町、桜町、大淀1丁目、大淀2丁目、大淀3丁目、大淀4丁目、東大淀1丁目、東大淀2丁目、太田1丁目、太田2丁目、太田3丁目、太田4丁目、中村東1丁目、中村東2丁目、中村東3丁目、中村西1丁目、中村西2丁目、中村西3丁目、南町3丁目、淀川1丁目、淀川2丁目、淀川3丁目、谷川1丁目、谷川2丁目、谷川3丁目、谷川町3丁目、天満1丁目、天満2丁目、天満3丁目、天満町、京塚1丁目、京塚2丁目、京塚町、大坪東1丁目、大坪東2丁目、大坪東3丁目、大坪西1丁目、大坪西2丁目、大坪町、花山手東1丁目、花山手東2丁目、花山手東3丁目、花山手西1丁目、花山手西2丁目、福島町、福島町1丁目、福島町2丁目、福島町3丁目、古城町、北川内町、源藤町、薫る坂1丁目、薫る坂2丁目、大塚町、江南1丁目、江南2丁目、江南3丁目、江南4丁目、山崎町、阿波岐原町、新別府町、昭栄町、新栄町、稗原町、吉村町、浮城町、新城町、曾師町、宮脇町、浄土江町、昭和町、永楽町、潮見町、大王町、出来島町、前原町、中西町、高洲町、一の宮町、日ノ出町、田代町、小戸町、港1丁目、港2丁目、港3丁目、港東1丁目、港東2丁目、港東3丁目、宮崎駅東1丁目、大塚台東1丁目、大塚台東2丁目、大塚台西1丁目、大塚台西2丁目、大塚台西3丁目、生目台東1丁目、生目台東2丁目、生目台東3丁目、生目台東4丁目、生目台東5丁目、生目台西1丁目、生目台西2丁目、生目台西3丁目、生目台西4丁目、生目台西5丁目、小松台北町、小松台東1丁目、小松台東2丁目、小松台東3丁目、小松台西1丁目、小松台西2丁目、小松台西3丁目、小松台南町、桜ヶ丘町、大字恒久、恒久1丁目、恒久2丁目、恒久3丁目、恒久4丁目、恒久5丁目、恒久6丁目、恒久南1丁目、恒久南2丁目、恒久南3丁目、恒久南4丁目、城ヶ崎1丁目、城ヶ崎2丁目、城ヶ崎3丁目、城ヶ崎4丁目、宮の元町、大字田吉の一部（北沼口、木寅、浜畑、松崎及び城ノ下を除く。）、大字赤江、月見ヶ丘1丁目、月見ヶ丘2丁目、月見ヶ丘3丁目、月見ヶ丘4丁目、月見ヶ丘5丁目、月見ヶ丘6丁目、月見ヶ丘7丁目、大字本郷北方、大字郡司分の一部（中ノ迫、下田ヶ迫、池田、下境田、松葉ヶ迫及び五反田）、大字芳土、大字新名爪、大字島之内の一部（日下、森田、内ノ丸、栢山、野中、城川、櫛、苧溝、成尾、岩瀬、久保田、堀内、松ヶ崎、不動坊、下之菌、新川、古川、拂崎、北山及び前田を除く。）、大字広原の一部（野田、堀田、前原、稲荷出、志戸前、武俣迫、三枝、塚森、上大迫、北菌及び宗源寺を除く。）、大字塩路、大字浮田、大字生目、大字長嶺、大字細江、大字富吉、大字有田、大字柏原、大字跡江、大字小松、大字上北方、大字瓜生野、大字大瀬町、大字糸原、大字金崎、大字吉野及び大字堤内

イ 国富町大字岩知野、大字塚原、大字木脇、大字三名、大字宮王丸、大字本庄、大字嵐田、大字田尻、大字伊左生、大字八代北俣、大字八代南俣、大字深年、大字須志田、大字森永の一部（五反田、須田ノ木、松ノ本、向ヶ原、寺ノ上、久保島、福山、京出、平城、室屋、福山ノ下、大王ノ下、平城ノ下、大迫、佛飼免及び蔵源寺を除く。）、大字竹田の一部（

西ノ前及び政所を除く。）及び大字向高の一部（辻、上原、茶木、大坪、政所、中水流及び川久保を除く。)

ウ 西都市大字三納の一部（青木、長谷田、山本、一位廻、柳之丸、内之丸、口ヶ廻、東廻、西廻、山下田、新原、上宮田、下宮田、下岩坂下、原田上村、雁亀、向井町中川原、九流水下川原、九流水上川原、岩戸川原、瀧下、物見、物見中川大瀧下、中浦田、清水兼、上浦田、小谷、釘野原、城堀、宮之下、宮の後、久保田、九流水西ヶ廻、九流水岩下、上九流水、九流水原、山之丞、吉田前、山神下、下川原免、上川原免、上城下、大山、吹山、後田、深野及び桜町）大字平郡の一部（瀬戸田、小堤、浦松廻、宮田廻、年賦廻、広見廻、飯廻、城内、小原、中之原、城ヶ崎、向原、後廻、通山、大廻及び釘坪廻）、大字山田、大字荒武の一部（論田、八幡迫、木屋下、財ヶ廻、菖蒲ヶ廻、枯木ヶ廻、八ヶ廻、小鹿倉、猿越、真京田、前門水、牟田、古別府、八木佐野、谷之田、鳶渡、織渡、鬮文、下之畑、福治、宮田、園山、新立、上原、下原、大廻、狐崎、馬場崎、塩水、松尾、中原、長園、中別府、小鍋、三ツ谷、堀下、鳥喰、今市、水落、今市山下、百堀、山口、清田、八幡田、園田、馬場田、西前亀甲及び延命寺原）、大字岩爪の一部（後廻及び椿堀）、大字加勢の一部（鳥越、寺ノ下、踊迫、月中、外松原、平下、内ノ丸、七曲、土器田、山之口、下ノ原、大番田、中子田、横山、原園、妙奥迫、前ヶ迫、南ヶ迫、下松ヶ迫、鍛冶屋尻、南園、宮園、宮ノ下、丸田、野下、下溝添、上溝添、父ヶ迫、迫之口、市位迫、松ヶ迫、師匠田、石尾河内、八舩蒔、谷口、嶋畑、石坂、小丸、大丸、東ヶ迫、柳井迫、堀町、菖蒲迫、苔迫、原田越、菅ノ丸、天役田、篠ノ畑、井手下、北堂、菘添、八反ヶ丸、別府代中嶋、岡ノ下及び山下）、大字藤田の一部（岡ノ下、沖ノ田、上地、中園、堀之内、平島及び外園）、大字上三財、大字下三財の一部（亀塚原南、月中原、岩亀後、岩亀牟田、岩崎牟田、湯言寺、岩崎、前田、新開、川久保、立山、下新田、北新田、上新田、高山、今嶋、古城下、観音寺川原、柳ヶ丸、小坂ヶ廻、大坂ヶ廻、松永廻、観音寺廻口、山下、谷ノ口、芹田、小丸、岩下、内之丸、間田、曾宮、小山下、中水流、中鶴、古川、長割、彼岸田、堤内、西牟田、外原牟田、霧島牟田、上石野田屋敷、中石野田屋敷、下石野田屋敷、外園、古城屋敷、下ノ原、財野尾、権現原、霧島原、外原屋敷、上原一、上原、上原二、新原一及び月中原一）及び大字寒川の一部（楠八重、立花及び蛇籠)

エ 日向市南町、中町、本町、上町、都町、北町、春原町、原町、鶴町、向江町、高砂町、新生町、永江町、江良町、伊勢ヶ浜、古田、大王町、尾達山、山下町、汐谷崎、大字富高、大字塩見の一部（高畑を除く。）、大字財光寺、大字日知屋の一部（半蔵ヶ下、山ノ口、前サガリ、中屋敷、大迫及びナゴラを除く。）、大字細島の一部（平場を除く。）、大字平岩の一部（上船戸、中船戸、下船戸、市方、峠、元市、馬溝、ヨシヤノ木、西ノ河、コウ地、中ノ別府、下ノ原、クボ田、松添、ミコノ子、金ヶ浜、北イソノ、下向工、カバル、坂本、石ノ田、砂田、カジャガ平、境川、東鳥越、西鳥越、下高鳥、二反田、樋ノ口、ナガソ、中高鳥、上高鳥、タラム田、片山平、スノセ、南谷、仏ノ堂、粉木前田、西谷、湯田、中ノ段、樅木、桐ノ木、アマリノ、ココノ田、土々呂ノ元、ヨリアゲ、熊ヶ倉、エン谷、下赤木、上赤木、西金山、東金山、上飯谷川、ショウケ田、飯谷川、下飯谷川、馬ノコ子、

長藪、ヒキケ谷、上登セ、下登セ、ナル石、小原、モト屋敷、ウケノ上、浜場、後口田、ウケ前田、ウケ、沖ノ口、ヨシガ谷、上長ソ、鴛ヶ尾、ツガ、上松葉山、日ノ平、クスモレ、ダイソウ、ハトノ山、トギウ、獅子場、堀切、ソラ、仁田ノ元、ナガツベ、大斉、神鈴、石田、惣ツケ、下モノ原、ミゾノ下、中島、カナジ藪、神楽ノ口、岡ノ奥、クイスノ、梅ノ木藪、タキシタ、西ウタ、東ウタ、登り立、南原、引地、本村、平尾、谷口、岡、田中、マツバセ、小田、三拾歩、上下田、池開、小松崎、宮ノ上及び宮ノ上浜）、東郷町山陰乙の一部（桂原、出口、間溝、広瀬田、中ノ原、岩金及び上ノ水流）、東郷町山陰丙、東郷町山陰丁の一部（久居原、萩ノ小原、野々崎、壺ノ股、轟、西ノ内及び黒山谷）、東郷町山陰己、東郷町山陰辛、東郷町山陰庚及び東郷町八重原迫野内
オ 門川町大字川内の一部（長原、土々呂平、山中、仁王平、論田、甲ノ口、松ヶ原、赤木、芹ノ谷、字登木股、江子、板箇野、壺本松、小谷、阿仙原、下り谷、下大池、中ノ内、鳶ノ巣及び松ヶ平）及び大字門川尾末の一部（分蔵、分蔵下中須、新城、山野尻、柳ノ瀬及び上柳ノ瀬）
カ 綾町大字入野の一部（久木野々）